

## 令和6年度処遇改善手当について（ヘルパーステーション）

令和6年5月まで(計:20.3%)

- ・介護職員処遇改善加算Ⅰ(13.7%)
- ・介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ(4.2%)
- ・介護職員等ベースアップ支援加算(2.4%)



令和6年6月より(※2.1%アップ)

- ・介護職員等処遇改善加算Ⅱ(22.4%)

### 配分方法

#### 1. 介護職員処遇改善手当分(13.7%→18.4%)

- ・訪問介護員(常勤・非常勤)に支給 ※社保加入者は常勤扱い
- ・加算額の50%を原資とする(残50%は賞与原資)

①	昇給分	令和6年在籍常勤職員の令和5年～令和6年の昇給分
②	時給増額分	令和6年在籍非常勤職員の令和4年～令和6年の時給増額分
③	昇給・増額見込額	令和7年の昇給・時給増額見込額
④	法定福利費	原資から①～③を引いた額の11%
⑤	介護福祉士手当	5,000円/月 ※非常勤は常勤換算数を乗じた数
⑥	非常勤職員手当	原資から①～⑤を引いた額を全職員数で割り、常勤換算数を乗じた額
⑦	常勤職員手当	原資から①～⑥を引いた額を常勤職員数で割った額

#### 2. 特定処遇改善相当(4.2%→4.0%)

- ・常勤職員(正職・嘱託)に支給 ※社保加入者は常勤扱い
- ・2年目から支給(起算日は4月1日)

1グループ: サービス提供責任者 2グループ: 1以外の職員

※1、2グループの配分額が4:2になるように支給

①	法定福利費	各グループの原資から①を引いた額の11%
②	特定処遇改善手当	各グループの原紙から①を引いた額を職員数で割った額

#### 3. ベースアップ相当(2.4%→0%)

- ・介護職員処遇改善手当と統合